

## 登別市防火訓練資機材等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自主防災組織、学校、事業所及びその他の団体（以下「団体」という。）が実施する自衛消防訓練の充実を図るため、登別市が所有する防火訓練資機材等の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 防火訓練資機材等の貸出対象は、団体の代表者又は防火管理者若しくは防災管理者（以下「申請者」という。）が実施する自衛消防訓練、研修会等に限るものとする。

2 防火訓練資機材等は、次のとおりとする。

- (1) 訓練用水消火器
- (2) 消火訓練用標的
- (3) 防火啓発用ビデオ（DVDを含む。）
- (4) ミニ防火衣
- (5) 住宅用火災警報器展示パネル

(貸出し手続き)

第3条 防火訓練資機材等の借用を希望する申請者は、防火訓練資機材等貸出申請書（様式第1号）を消防署長に提出しなければならない。

(貸出期間)

第4条 申請者は、当該防火訓練資機材等の使用後速やかに返納しなければならない。ただし、貸出期間中であっても消防署長がその返納を求めたときは、返納しなければならない。

(防火訓練資機材等の貸出し及び返納受領)

第5条 防火訓練資機材等の貸出し及び返納受領は、各グループにおいて行う。

(管理義務)

第6条 申請者は防火訓練資機材等を良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

2 防火訓練資機材等を借用した申請者は、防火訓練資機材等を亡失し、又は損傷したときは、速やかに消防署長に申し出なければならない。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

登別市消防署長 様

申 請 者

職 氏 名

印

防火訓練資機材等 貸出申請書

使用目的	1 (防火・防災) 管理に係る自衛消防訓練 2 その他 ( )		
貸出期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		
使用場所			
貸出物品・台数			
返却予定日	年 月 日 ( )		
備 考			
申請者 連絡先	住所		
	氏名	電話番号	— —
※受付欄		※経過欄	

※ 貸出期間中に故意又は重大な過失等によって機器に故障が発生したと認められた場合は、修理にかかる経費を請求させて頂くことがありますので取り扱いには十分注意してください。